

会第2号

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者

三浦治雄
辻村克
石田祐介
奥村芳正
山本進一
青木甚浩
中沢啓子
谷康彦
西川勝彦
清水鉄次
梅村正
薦田恵子

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表2中「14,800」を「13,100」に、「13,300」を「11,800」に、「3,000」を「2,600」に改める。

付則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。